

### 基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

#### ＜現状と課題＞

子どもの豊かな成長にとって、普段の生活の中で、自分が受け止められ、安心して過ごすことができ、様々な活動を通して人間関係を構築できる環境が大切です。しかし、近年、遊び場の減少、共働き世帯の増加、さらには地域における人間関係の希薄化など、社会環境の変化が、子どもの過ごす環境に大きな影響を与えています。札幌市では、このような社会環境の変化の中にあっても、学校教育や、学校以外での居場所、体験をとおして、子どもが多様な学びと交流の機会を持ち、健やかに成長していくことができるような取組を進めてきました。

学校教育では、「自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進」のため、子どもが主体的に学ぶことができるよう課題探究的な学習<sup>62</sup>の推進や、子どもが自分の将来に希望を持ち、自分らしい生き方を実現できるような進路探究学習の充実を図ったほか、子ども同士の関わりの中で共に生きる喜びを実感できるような取組を推進してきました。

一方、運動する子どもとしない子どもの二極化への対応や不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援、学校と家庭・地域が一体となって子どもを育てる仕組みづくりなどを更に進めていく必要があります。

放課後の居場所では、特認校を除く全小学校区に児童会館又はミニ児童会館を整備し、児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるような環境を整えてきました。

一方、近年の共働き世帯の増加に伴い、児童会館への登録児童数が増加しており、施設の狭隘化、過密化という課題も生じています。平成30年度（2018年度）に実施した「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」においても、平成25年度（2013年度）に実施した調査結果から、特に低学年において、放課後児童クラブを利用したいという回答が増加（p.14）しており、今後ますます増加する利用ニーズに対応するため、今後も量、質ともに拡充を図っていく必要があります。

地域は、子どもにとって身近で大切な遊びや学びの生活の場ですが、安全に安心して過ごせる環境であることが重要です。札幌市では、子どもを不審者から守るための活動や、非行防止を含めた子どもの健全育成に関する取組などを、町内会や青少年育成委員、民生委員・児童委員、PTAなどの関係団体が中心となり実施しています。一方、平成30年度（2018年度）に実施した子どもの実態・意識調査においては、自然・文化・スポーツ体験は比較的にあるが、社会体験や地域の交流があまりなく、今後もっと必要との傾向が出ています（p.24）。近年、現状の活動に加え、子ども食堂や学習支援など、地域において子どもが安心して過ごせる様々な居場所づくりの取組が広まってきています。これらの活動が一体となって、子ども達の成長を地域で見守ることができる取組を進めていく必要があります。

若者支援については、平成21年（2009年）に「札幌市若者支援基本構想<sup>63</sup>」を策定し、「社

<sup>62</sup> 【課題探究的な学習】自ら疑問や課題をもち、主体的に解決する学習。

<sup>63</sup> 【札幌市若者支援基本構想】「明日の社会を担う若者の社会的自立の実現」を施策の目標として、若者が夢を語り、次代を担っていけるような新しい施策の枠組みを構築し、若者の社会参加と自立を支援するための構想。平成22年度から令和元年度までが取組期間。

会的セーフティネット<sup>64</sup>」「若者同士の交流、仲間づくり」「社会参画」の3つの視点を柱として、平成22年（2010年）4月には、「若者支援総合センター」及び「若者活動センター」からなる若者支援施設を設置するとともに、子ども・若者の支援に関わる行政機関や民間団体等のネットワークである「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を運営するなど、若者支援に向けた取組を進めてきました。

若者が社会を形成する主体として自立していくためには、今後も全ての若者に対して交流の促進や社会参加の機会を提供していく必要があります。一方で、平成30年度（2018年度）に実施した「市民の生活等に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」の調査結果から、ひきこもりの若者（15歳～39歳）は6,604人存在するとの推計もあることから（p.15）、ひきこもりやニート<sup>65</sup>など社会的自立に困難を抱える若者に対しては切れ目のない伴走型の支援<sup>66</sup>を行う環境を整えていく必要があります。

## 基本施策1 充実した学校教育等の推進

### ＜施策の方向性＞

平成31年（2019年）2月に策定した「札幌市教育振興基本計画＜改定版＞」では、札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人<sup>67</sup>」の実現に向け、自ら生きていく中で学びを主体的に捉えることができるよう、学校教育の段階から、連続した学びの体制を整備するとともに、子ども一人一人の心身の発達の段階と学校や地域の実態を踏まえ、札幌の自然や社会、文化等の豊かな環境を生かしながら、「学ぶ力-知-」、「豊かな心-徳-」、「健やかな体-体-」の調和のとれた「生きる力」を育んでいくこととしています。

また、こうした学びの推進に当たっては、経済的理由や地理的・時間的条件に関わらず、安心して様々な学びにつなげることができるよう、学びの場と機会を保障することが必要不可欠であるとしています。

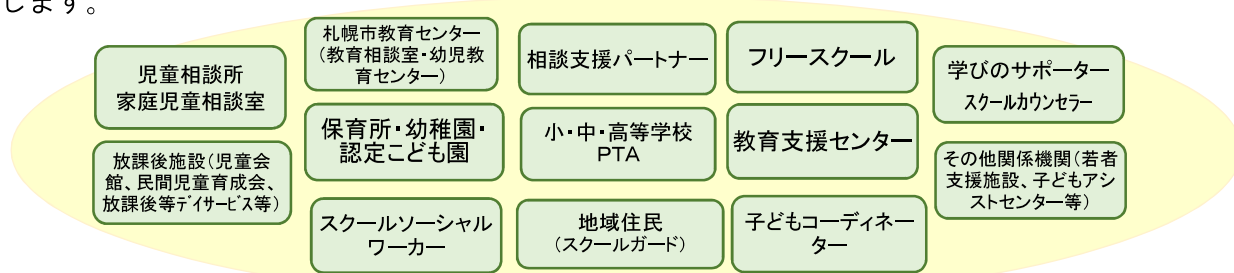
本計画においては、これら教育振興基本計画で示された施策のうち、就学前教育、義務教育、高等学校教育に係る対象者に関わる主な事業を掲載するものです。

### ★連携を検討すべき地域資源の例★

【想定する圏域範囲】

●住民に身近な小圏域

学校現場だけでは対応に苦慮する事例において、地域資源や関係機関とのネットワークを活用し、必要な支援につなげることが可能となります。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



<sup>64</sup> 【セーフティネット】「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

<sup>65</sup> 【ニート】仕事に就いておらず、就職活動もしていない若者のうち、家事も通学もしていない人。

<sup>66</sup> 【伴走型の支援】支援者がマンツーマンで対象者を担当し、社会適応のプロセスを支援するという支援モデル。

<sup>67</sup> 【自立した札幌人】札幌市教育振興基本計画で掲げる札幌市の教育が目指す人間像。「未来に向かって、創造的に考え、主体的に行動する人」、「心豊かで、自他を尊重し、共に高め合い、支え合う人」、「ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続ける人」を意味する。

## ＜主な事業・取組＞

### ■ 幼児期の教育の充実

幼稚園、認定こども園、保育所等の関係機関が連携し、幼児期の子どもに「健やかな体」、「豊かな心」、「学ぶ力」など、「生きる力」の基礎を育みます。

| 事業・取組名                                      | 事業内容                                                                                                                                                                                                             | 担当部      |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 幼児教育の質的向上を図るための研修の充実<br>(基本目標 2-施策 1 にも掲載)  | 大学等と連携して幼稚園教諭や保育士等の専門性や指導力を高めるための研修を実施するほか、私立幼稚園等のニーズに応じた出前講座などを実施します。                                                                                                                                           | 教) 学校教育部 |
| 市立幼稚園等における実践研究の推進<br>(基本目標 2-施策 1 にも掲載)     | 幼児期の質の高い教育を推進するため、市立幼稚園等において、大学や私立幼稚園等と連携した実践研究に取り組みます。また、その成果について、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所等への普及・啓発を図ります。                                                                                                             | 教) 学校教育部 |
| 幼保小連携の推進<br>(基本目標 2-施策 1, 基本目標 4-施策 2 にも掲載) | 幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で開きます。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を充実させます。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。 | 教) 学校教育部 |
| 市立幼稚園預かり保育事業<br>(基本目標 2-施策 1 にも掲載)          | 市立幼稚園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容を含め、園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について研究し、その成果を幼児教育施設や保護者に発信します。                                                                                                                 | 教) 学校教育部 |

### ■ 充実した学校教育等の推進

義務教育段階での自ら学ぶ喜びを実感できる取組を推進するとともに、他者との関係性の中で共に生きる喜びを実感できる学習活動を推進します。また、子どもの教育に関し、親等が家庭で子どもに対して行う家庭教育を推進し、親の育ちを支えるとともに、学校と家庭、地域が連携して子どもの望ましい習慣づくりを推進します。

| 事業・取組名                 | 事業内容                                                                                                                | 担当部      |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進 | 各学校がそれぞれの実情に応じたプログラムを作成・実行し、分かる・できる・楽しい授業の推進を図ります。また、子どもの望ましい習慣づくりを推進するため、「さっぽろっ子『学び』のススメ」を活用しながら、家庭や地域との連携を一層深めます。 | 教) 学校教育部 |

|                                                          |                                                                                                                                     |          |
|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 課題探究的な学習に係るモデル研究の推進                                      | 市立札幌開成中等教育学校における課題探究的な学習モデルについて、全ての市立学校で活用できるような取組を進めます。                                                                            | 教) 学校教育部 |
| 札幌らしさを生かした学習活動の推進                                        | 「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中核とした「札幌らしい特色ある学校教育」を各園、学校で推進し、札幌のまちに根差した豊かな人間性や創造力、情操を育みます。                                                     | 教) 学校教育部 |
| 「算数にーごープロジェクト」の推進                                        | 課題探究的な学習の充実の一環として、小学校高学年の算数を対象に、25人程度の少人数による指導を行うことで、学習への意欲や論理的思考力を高めます。                                                            | 教) 学校教育部 |
| 外国語指導助手 (ALT) <sup>68</sup> の活用                          | 外国語教育における児童生徒のコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の一層の充実を図るため、市立小・中・高等学校などに外国語指導助手 (ALT) を増員配置します。                                                 | 教) 学校教育部 |
| 子どもの体力・運動能力向上事業                                          | 子どもの体力・運動能力を向上させるために、子どもの運動・スポーツ機会の一層の充実を図ります。                                                                                      | 教) 学校教育部 |
| 民族・人権教育の推進<br>(基本目標 1-施策 1、基本目標 1-施策 4、基本目標 4-施策 5 にも掲載) | 民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。                                                         | 教) 学校教育部 |
| 進路探究学習オリエンテーリング事業                                        | 希望する中学生を対象として、夏季休業期間等に市内及び近郊の各種学校・専修学校において様々な職業体験を実施します。                                                                            | 教) 学校教育部 |
| 小中連携・一貫教育推進事業                                            | 全ての市立小中学校において、義務教育9年間を見通した小中一貫した系統的教育を進めることにより、義務教育の終わりまでに育成を目指す児童生徒の資質・能力を育みます。また、より高い効果が期待できる地域において、小中一貫校の設置を検討します。               | 教) 学校教育部 |
| 高校改革支援事業                                                 | 少子化による高校進学者数の減少を踏まえて市立高校の在り方を検討するとともに、各校の特色を生かした教育内容の充実を図ります。                                                                       | 教) 学校教育部 |
| 教育の情報化推進事業                                               | 急速な情報化・グローバル化への対応と子どもたちの学ぶ力の一層の向上を目指し、ICT <sup>69</sup> を活用した授業を日常的に実施できるよう、タブレット端末 <sup>70</sup> 等の機器や教材の整備と授業での効果的な活用に向けた取組を行います。 | 教) 生涯学習部 |
| 部活動における外部人材の活用事業                                         | 各中学校における部活動の振興のため、部の運営を単独で行うことができる「部活動指導員」や、顧問教諭が不在でも単独で技術指導ができる「特別外部指導者」を派遣します。                                                    | 教) 学校教育部 |

<sup>68</sup> 【外国語指導助手 (ALT)】 アシスタント・ランゲージ・ティーチャーの略。小学校における外国語活動や授業及び中学校・高等学校における外国語の授業において、日本人教師の補助を行う外国人。

<sup>69</sup> 【ICT】 Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。IT (インフォメーション・テクノロジー：情報通信技術) もほぼ同義として用いられる。

<sup>70</sup> 【タブレット端末】 コンピュータの種類の一つで、タブレット (平板) 型でキーボードは付いておらず、液晶の画面に指先をあてながら操作することができる端末。ノートパソコンより小さくて軽く片手で持ちながら利用できる。着脱式のキーボードを付けることができるタイプのものもある。

|                                        |                                                                                                                |          |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 少人数学級の拡大                               | 一層きめ細かな教育を実現するため、35 人学級の小学 3・4 年生への拡大など、少人数教育の充実を検討します。                                                        | 教) 学校教育部 |
| 家庭教育支援の充実<br>(基本目標 2-施策 2 にも掲載)        | 園・学校単位で保護者等が自主的に学び合う「家庭教育学級」を推進します。また、仕事を持つ保護者等が参加しやすいように工夫して「親育ち応援団講演会」を開催するとともに、家庭教育に関する情報発信を充実させ、意識啓発を図ります。 | 教) 生涯学習部 |
| スクールソーシャルワーカーの活用<br>(基本目標 1-施策 3 にも掲載) | スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)に働きかけたり、関係機関等と連携したりするなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。                 | 教) 学校教育部 |

## 基本施策 2 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

### ＜施策の方向性＞

子どもの健全な育成のためには、子どもが安心して生活や遊ぶことができる放課後の居場所づくりが重要となります。札幌市では、特認校を除く全ての小学校区に児童会館やミニ児童会館を整備し、放課後の子どもの居場所として放課後児童クラブを実施してきましたが、近年、就労世帯の増加に伴い、放課後児童クラブのニーズが増大しており、児童会館の過密化解消や利便性の向上を図るほか、児童会館の機能の充実を図るために、学校を中心とした地域コミュニティ機能を持った新型児童会館の整備を進めていきます。また、すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動スポーツ・文化活動等の機会を提供する放課後子ども教室を、放課後児童クラブと併せて、児童会館、ミニ児童会館において実施しています。

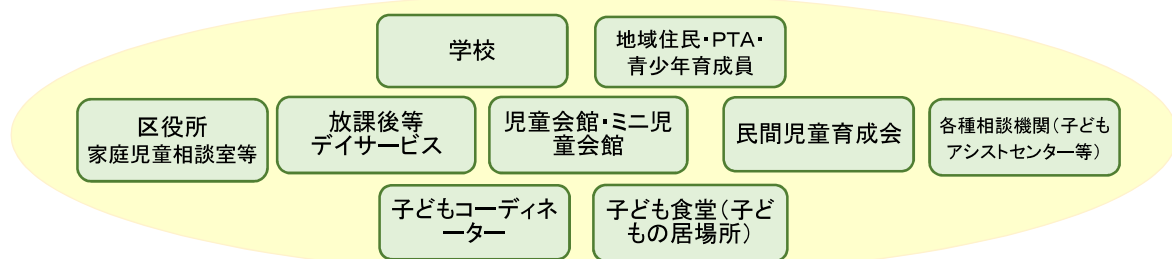
なお、本基本施策は、国が示す「新・放課後子ども総合プラン<sup>71)</sup>」の自治体計画の位置付けを担っています。

### ★連携を検討すべき地域資源の例★

【想定する圏域範囲】

●住民に身近な小圏域

放課後の生活の場において、困りごとや悩みを抱える子ども・子育て家庭について、地域資源や関係機関とのネットワークを活用し、必要な支援につなげることが可能となります。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



<sup>71)</sup> 【新・放課後子ども総合プラン】国において、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進することを目的として策定した放課後児童対策のプラン。

## ＜主な事業・取組＞

### ■放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

児童会館の過密化の解消に取り組むほか、子どもや子育て家庭のニーズに対応し、地域コミュニティ機能の複合化を進めるため新型児童会館の整備を行います。

| 事業・取組名                       | 事業内容                                                                                                                                                              | 担当部       |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 放課後児童クラブの過密化の解消              | 放課後児童クラブにおいて、活動スペースの拡張や小学校の余裕教室の活用等により過密化の解消を図ります。                                                                                                                | 子) 子ども育成部 |
| 児童会館等再整備事業                   | 小学校やまちづくりセンターと複合化した新型児童会館の整備、旧耐震基準で整備された児童会館の改築及び児童会館等における防災機能の確保など、児童会館等を取り巻く環境整備を行います。                                                                          | 子) 子ども育成部 |
| 民間児童育成会 <sup>72</sup> への支援事業 | 「札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき登録した民間児童育成会に対し、登録児童数等に応じた助成金を交付し、運営を支援します。                                                                                                | 子) 子ども育成部 |
| 児童会館・ミニ児童会館事業                | 児童の文化的素養等を培うため、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などを行います。児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。                                | 子) 子ども育成部 |
| 放課後児童クラブの質の確保                | 放課後児童クラブの設備・運営の基準に関する条例に基づき、登録児童数等を考慮した従業者の配置（児童おおむね 40 人に対し従業者 2 人以上）を行っています。国の基準は、従うべき基準から参酌すべき基準とされましたが、今後も同基準を維持し、継続して質の確保に取り組むと共に、従事する者の処遇改善など、国に対して要望を行います。 | 子) 子ども育成部 |
| 放課後子ども館及び放課後子ども教室運営事業        | 児童会館やミニ児童会館を利用しづらい地域において、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施するほか、専用室が確保できるまでの暫定整備である「放課後子ども館」を実施します。                                                                      | 子) 子ども育成部 |
| 児童クラブにおける昼食提供                | 児童クラブにおいて、夏休み等の長期休業期間の昼食提供を行います。                                                                                                                                  | 子) 子ども育成部 |

<sup>72</sup> 【民間児童育成会】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る民間組織の総称。

◆Point◆ 新・放課後子ども総合プランに基づく取組内容

国が示す、新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室との一体型の推進や学校施設の効果的な活用を図ります。

■ プランに基づく取組内容 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の年度ごとの目標整備量

特認校を除く1小学校区に1ヶ所、放課後児童クラブの整備を進め、すでに整備が完了している。今後は、小学校の改築に併せて小学校に併設する児童会館を整備し、同一の小学校内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施する一体型<sup>73</sup>の推進を図っていく。

表 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の年度ごとの目標整備量 (箇所)

|                 | 放課後子ども<br>教室分類    | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----------------|-------------------|------|------|------|------|------|
| 児童会館<br>(単館)    | 連携型 <sup>74</sup> | 98   | 95   | 94   | 93   | 90   |
| 児童会館<br>(学校併設型) | 一体型               | 10   | 14   | 15   | 18   | 21   |
| ミニ児童会館          |                   | 92   | 90   | 90   | 88   | 88   |
| 計               |                   | 200  | 199  | 199  | 199  | 199  |

※供用開始年度で整備数を計上

・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会との連携

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施場所について、利用児童の増加等による過密化の解消策として、教育委員会と連携の上、小学校の余裕教室や放課後一時的に使用しない特別教室等の活用を図っている。また、併せて、新型児童会館の整備に当たっても、学校整備に係る情報を共有しながら整備計画を策定している。

・特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を要する児童については、放課後児童クラブ入会時に有識者による障がい児受入れ会議を実施し、留意事項や対応策等を検討した上で、受け入れている。

・放課後児童クラブの開所時間

学校授業日は放課後から19時まで、土曜日・長期休業日は8時から19時まで開所する。

<sup>73</sup> 【一体型】「放課後児童健全育成事業」と一体的に事業を行っているものをいう。

<sup>74</sup> 【連携型】「放課後児童健全育成事業」と連携して事業を行っているものをいう。

### ■ プランに基づく取組内容

- ・ 放課後児童クラブの役割と育成支援内容の利用者や地域住民への周知

現在、小学校1～6年生の児童を受入れており、集団遊び等の中で異年齢児等との関わりを通じた社会性の習得ができる。また、各児童会館及びミニ児童会館ごとに子ども運営委員会を組織し、児童が児童会館やミニ児童会館の運営について主体的・積極的にに関わり、参加できる仕組みづくりを通じて、子ども達が社会の一員として意見を表明できる機会を増やし、地域への愛着やまちづくりに対する関心を育むことが可能となっている。

上記取組内容について、利用者向けには、児童会館内での掲示や利用児童保護者向け説明会を実施するとともに、地域住民向けには、児童会館等での運営内容等を説明し、意見交換を地域連絡会にて実施するなど、周知に努めていく。

## 基本施策3 地域における子どもの成長を支える環境づくり

### ＜施策の方向性＞

子どもの健やかな成長を支えるためには、社会全体で子どもを育むことが必要ですが、その中でも、子どもたちが安全・安心に暮らす居場所であり、大人と子どもが交流し、そして、子どもがスポーツ・文化活動などの多彩な活動を展開できる「地域」での多様な取組が必要です。

一方、子どもの実態・意識調査では、子どもが、多世代交流や地域体験の機会が少なく、交流が乏しいとの認識が大人・子どもとも多くなっていること、さらに、困難を抱える子どもへの気づきや声掛け・見守り、地域の子どもの居場所について、子ども自身は、「今あまりないが、今後必要」と答えていることから、これらの環境を整備することで、地域ぐるみで子どもを育て、また子ども自身が自らの成長を実現できる場として居場所づくりを進めていくことが必要です。

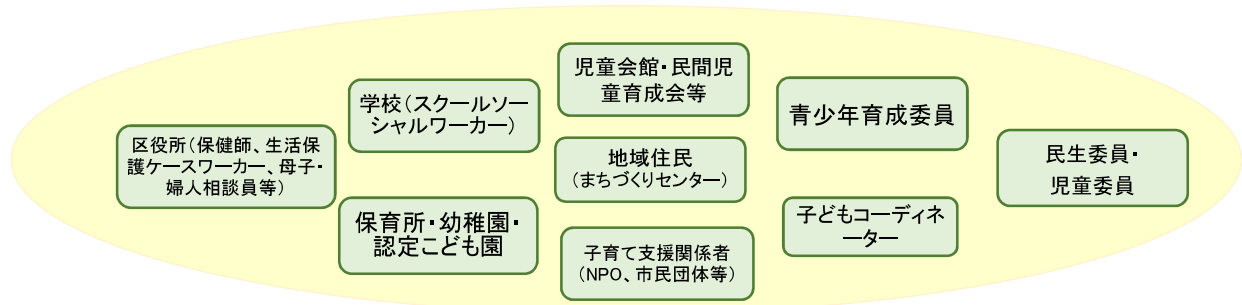
また、地域は多様な連携機関で子どもを見守り、成長を支援していく実践の場でもあります。これらの連携機関が一体的な支援を行うことで、子どもが抱える悩みや虐待等重篤な権利侵害を未然に防ぐことができるよう、地域単位での連携した取組を推進していきます。

### ★連携を検討すべき地域資源の例★

【想定する圏域範囲】

●住民に身近な小圏域

地域は、子どもの健やかな成長を育み、自主性・創造性・協調性を養う場として、また、子どもや子育て家庭の悩みや困りごとに対応する場として、重要な位置付けであり、様々な有用な資源が豊富に存在しています。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



## ＜主な事業・取組＞

### ■地域での子育て支援・虐待予防の推進

地域で子育て家庭を支え、子育てについての不安や負担の軽減を図る子育てサロンの取組を引き続き実施します。さらに、民生委員・児童委員との連携により、地域で子どもを見守り、虐待予防を支える環境づくりに努めます。

| 事業・取組名                                           | 事業内容                                                                                                  | 担当部      |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）<br>（基本目標 2-施策 2 にも掲載）        | 子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンや、児童会館や NPO などの活動拠点における常設の子育てサロンの運営を支援します。                          | 子）子育て支援部 |
| 区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備・運営事業<br>（基本目標 2-施策 2 にも掲載） | 区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センター（ちあふる）を運営します。計画期間に、中央区の整備・西区の建替整備を実施します。                                 | 子）子育て支援部 |
| 児童虐待防止対策支援事業<br>（基本目標 1-施策 4、基本目標 4-施策 1 にも掲載）   | 虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録を推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。 | 子）児童相談所  |
| 児童家庭支援センター運営事業<br>（基本目標 2-施策 2 にも掲載）             | 子育てに関する相談をはじめ、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。                                     | 子）児童相談所  |
| 民生委員・児童委員活動の支援                                   | 地域の身近な相談役である民生委員・児童委員が行う活動の周知を図るとともに、いじめ、不登校問題の相談や虐待防止の早期発見・対応に向けて活動する主任児童委員との連携を進めます。                | 保）総務部    |

### ■子どもの安全・安心を確保する地域づくり

地域における子どもの健全な育成に資するよう、地域における子どもの見守りのほか、犯罪防止、災害時の対応等、子どもの安全・安心を確保するための地域ぐるみの活動を推進していきます。

| 事業・取組名                                     | 事業内容                                                                                                                | 担当部      |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 少年健全育成推進事業（青少年育成委員会）<br>（基本目標 1-施策 3 にも掲載） | 地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織（90 地区・1,800 人）し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。 | 子）子ども育成部 |
| 少年育成指導員による指導・相談<br>（基本目標 1-施策 3 にも掲載）      | 子どもの問題行動に早期に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。                              | 子）子ども育成部 |

|                                            |                                                                                                               |           |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 少年健全育成推進事業<br>(心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動)         | 「健全育成」を重点とした市民運動の推進のため、「青少年を見守る店」の登録推進活動の展開や市内の全市立中学校に「中学校区青少年健全育成推進会」を組織し、各地域での啓発活動を展開します。                   | 子) 子ども育成部 |
| 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業<br>(基本目標 1-施策 3 にも掲載) | 地域の家庭が登録し、子どもが事件に巻き込まれそうになったときなどに避難場所として駆け込み、助けを求める「子ども 110 番の家」等を行う団体に対して支援を行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。 | 市) 地域振興部  |
| 安全で安心な公共空間整備促進事業                           | 犯罪抑止や事件の早期解決のツールとして、近年全国的に設置が進んでいる防犯カメラについて、市内の公共空間に設置を行う地域への補助を実施することにより、安全で安心なまちづくりを促進します。                  | 市) 地域振興部  |
| 安全教育の充実                                    | 各園・学校・地域の実態に即した「学校安全計画」に基づき、実効性のある避難訓練を実施するとともに、子どもが自ら身を守ろうとする態度や、危険を予測し安全に行動するための能力を育む防災教育などに取り組みます。         | 教) 学校教育部  |
| 登下校時の安全管理                                  | 通学路の状況に関する情報を各学校から収集し、関係機関等に安全対策等の実施を働きかけます。また、登下校時の見守り活動や危険箇所の巡視等を行うボランティア「スクールガード」の活用を推進します。                | 教) 生涯学習部  |
| 安全・安心な道路環境の整備事業                            | 誰もが安心して通行できる道路環境を整備するため、歩道のバリアフリー化、幹線道路等の交通事故対策、通学路の安全対策を実施します。                                               | 建) 土木部    |

## ■子どもの生活の場など居場所づくり

子どもの安心や成長につながる場として、児童会館や子ども食堂などの地域の子どもの居場所づくりを進めるほか、子どもの生活の場となる安全・安心な公園についての整備を進めます。

| 事業・取組名                                           | 事業内容                                                                              | 担当部        |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 児童会館の地域交流の推進<br>(基本目標 1-施策 3 にも掲載)               | 子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、複合化後の施設間の調整により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。       | 子) 子ども育成部  |
| 子どもの居場所づくり支援事業<br>(基本目標 1-施策 3、基本目標 4-施策 3 にも掲載) | 地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」などの活動について、運営経費を補助します。 | 子) 子ども育成部  |
| 公園造成事業                                           | みどりの基本計画に基づき、みどりのネットワークの骨格や街中のみどりの創出となり、子どもの遊び場となる公園・緑地の整備を行います。                  | 建) みどりの推進部 |

|                   |                                                                                                          |           |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 地域に応じた身近な公園整備事業   | 良好な都市環境や子どもの遊び場を維持・創造するため、人口の増加により身近な公園が一層不足すると予想される既成市街地への新規公園整備を進めます。                                  | 建)みどりの推進部 |
| 地域と創る公園機能再編・再整備事業 | 老朽化した身近な公園を対象に、ワークショップ等で地元住民や近隣の小学校の児童等と話し合いを行い、意見を反映するなど、地域のニーズに応じた再整備を行い、また、機能特化で施設総量の抑制を取り入れた整備を行います。 | 建)みどりの推進部 |
| 安全・安心な公園再整備事業     | 誰もが地域の公園を安心して安全に利用できるよう、老朽化した遊具や管理事務所等の改修を行うほか、出入口や園路の段差解消、バリアフリー対応トイレの設置など、施設のバリアフリー化を実施します。            | 建)みどりの推進部 |

## ■多様な体験機会の場の充実

札幌の自然や文化などの特徴も生かしながら、子どもが自主性、創造性、協調性を学び、健やかな成長を育む場として、多様な体験機会を引き続き提供していきます。

| 事業・取組名                                      | 事業内容                                                                                                              | 担当部      |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 子どもの体験活動の場支援事業<br>(基本目標1-施策2にも掲載)           | 旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク等の多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Co ミドリ(こみどり)」の運営を支援します。                                  | 子)子ども育成部 |
| プレーパーク推進事業<br>(基本目標1-施策2にも掲載)               | 子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、地域住民等が規制を極力排除した公園等で開催・運営する「プレーパーク」を進めます。                                                 | 子)子ども育成部 |
| こども劇場                                       | 子どもたちが、人形劇・児童劇の鑑賞のほか、その制作・発表への参加を通じ、子どもが児童文化に触れる機会を提供します。                                                         | 子)子ども育成部 |
| 少年少女国際交流事業                                  | 市内在住の中高生を対象とし、国際的視野の広い青少年の育成を図るため、姉妹都市(ノボシビルスク市・大田広域市)やシンガポールとの相互派遣・受入を実施します。                                     | 子)子ども育成部 |
| 少年健全育成推進事業<br>(青少年育成委員会)<br>(基本目標1-施策3にも掲載) | 地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。 | 子)子ども育成部 |
| 子どもが読書に親しむきっかけづくりの充実                        | 各図書館において、子どもの発達の段階に応じた様々なプログラムを実施するほか、「札幌市えほん図書館」における幼稚園等の団体利用の受け入れなどを行います。                                       | 教)中央図書館  |
| 子どもの文化芸術体験事業                                | 市内の小学生を対象に様々な文化芸術(クラシック音楽、ミュージカル、美術)の鑑賞・体験機会を提供する事業を実施します。                                                        | 市)文化部    |

|                      |                                                                                                                                                  |            |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 学校 DE カルチャー          | 文化芸術関係団体が個別に実施していたアウトリーチの活動をパッケージ化し、市内の全小学校から実施希望校を募って、文化芸術に触れる機会を提供します。                                                                         | 市) 文化部     |
| 博物館活動センター事業の拡充       | 小金湯産クジラ化石の研究を進めるとともに、札幌の希少種などの調査・研究、寄贈標本を中心とした資料の整理・保存や収集、学校や団体との連携企画などの博物館活動センターにおける取組を拡充します。                                                   | 市) 文化部     |
| ウインタースポーツ普及振興事業      | 札幌の特徴であるウインタースポーツに生涯にわたって親しめるよう、スキーリフト（対象：市内の小学3～6年生）やスケート貸靴（対象：市内の小学生）の料金助成を行ったりウインタースポーツ授業へのインストラクター派遣を行ったりするなど、子どもたちに対してきっかけづくりと学習環境の充実を図ります。 | ス) スポーツ部   |
| パラスポーツクラブの運営事業       | 肢体不自由のある子どもが、初心者でも気軽に競技スポーツを楽しむことができ、指導者の下で定期的に様々な競技を行うパラスポーツクラブを運営します。                                                                          | ス) スポーツ部   |
| 運動部活動アスリート派遣事業       | 中学校の運動部活動にアスリートを派遣して部員の競技力向上と指導者の指導力向上を図ります。                                                                                                     | ス) スポーツ部   |
| さっぽろジュニアアスリート発掘・育成事業 | 優れた素質を有する子どもたちを早期に見出し、札幌から世界に羽ばたくトップアスリートの育成を図ります。                                                                                               | ス) スポーツ部   |
| スポーツ姉妹都市交流事業         | 姉妹都市提携記念年に札幌市の中学生選手団を姉妹都市へ派遣し、相手都市の選手団を札幌マラソン大会に招待をするなど、スポーツ交流及び文化交流を行います。                                                                       | ス) スポーツ部   |
| ものづくり人材育成支援事業        | ものづくりを体験できる場やイベントを通じて、若年層に対してものづくり企業の魅力や技術を発信することにより、若年層がものづくりに興味を持つきっかけを提供し、地元のものづくり企業への将来的な就職を促進します。                                           | 経) 産業振興部   |
| みらい IT 人材育成事業        | 若年層の自発的な IT 学習を促進し、将来的に IT の高度利用ができるよう、市内の小中学生や高校生を対象に、デジタル技術を体験できるイベントや IT を活用した課題解決手法を学ぶハンズオンセミナーを実施します。                                       | 経) 国際経済戦略室 |
| 青少年科学館展示ゾーン等整備事業     | 科学の知識がわかりやすく伝わるよう、展示物や施設設備等の更新・改修を行い、繰り返し来館したくなるよう科学館機能の充実を目指します。                                                                                | 教) 生涯学習部   |
| サッポロサタデースクール事業       | 土曜日を始めたとした休日に、多様な経験や技能を持つ地域人材・企業等外部人材の協力を得て、魅力ある学びや体験の場を子どもたちに提供するとともに、地域と学校の連携の仕組みを整え、地域の教育力向上を図ります。                                            | 教) 生涯学習部   |

|           |                                                                          |          |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------|----------|
| 自然体験活動の充実 | 子どもの自主性やコミュニケーション能力を高めるため、「林間学校」や「なかよしキャンプ」において、発達の段階に応じた自然体験活動の充実を図ります。 | 教) 生涯学習部 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------|----------|

## 基本施策 4 次代を担う若者への支援体制の充実

### ＜施策の方向性＞

若者の社会的自立を総合的に支援するため、札幌市では、若者支援の中核施設である若者支援総合センターを中心に、教育機関や就労支援機関などと連携し、少年期から高等学校卒業期、さらには、青年期を含め、切れ目のない相談・支援を推進してきました。今後、ICT 社会やグローバル化<sup>75</sup>の進展など、若者を取り巻く環境が急速に変化する中、若者が豊かな人間性を育み、社会的に自立できるよう、引き続き「社会的セーフティネット」「若者同士の交流、仲間づくり」「社会参画」の3つの視点による支援体制を構築することが必要です。

また、ひきこもりを始めとする困難を抱える若者ほど、社会・人との関わりが希薄になりがちであり、社会的な孤立に陥るリスクを有することから、問題を複雑化・長期化させないためにも、早期に支援につなげるとともに、個々人に寄り添った継続的な支援を行う必要があります。

### ＜主な事業・取組＞

#### ■若者の成長及び自立への支援

市内5ヶ所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行うほか、若者団体との交流機会の促進や、高校中退者を対象にした学力習得支援、職業体験の機会を提供します。

| 事業・取組名                          | 事業内容                                                                                                           | 担当部       |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 若者支援施設の設置・運営<br>(基本目標1-施策3にも掲載) | 若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5ヶ所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。                             | 子) 子ども育成部 |
| 若者の交流促進                         | 豊かな社会性を身に付けることを目的として、主に15歳から34歳までの若者に対し仲間づくりや活動のきっかけとなる各種プログラムを提供するとともに、市内で活動する若者団体が交流を図るネットワークづくりや活動の支援を行います。 | 子) 子ども育成部 |
| 若者の社会参画促進                       | 若者の主体的な地域の社会活動への参画を促進するため、15歳から34歳までの若者に対しまちづくりやボランティアなどの社会活動に関する情報提供や、社会参画活動の支援を行います。                         | 子) 子ども育成部 |

<sup>75</sup> 【グローバル化】ヒト、モノ、カネ、情報の国境を越えた移動が地球規模で盛んになり、政治や経済など様々な分野での境界線がなくなること、相互依存の関係が深まっていく現象。

|                                  |                                                                                                                                                 |           |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 中学校卒業者等進路支援事業<br>(基本目標1-施策3にも掲載) | 中学校及び高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態に陥ることを未然に防止するため、若者支援総合センターへつなげ、就労支援や学び直し支援を実施します。                                              | 子) 子ども育成部 |
| 若者の社会的自立促進事業<br>(基本目標1-施策3にも掲載)  | 高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。                                                                                                 | 子) 子ども育成部 |
| 社会体験機会創出事業                       | 困難を有する若者の職業適性の把握や自信の回復のため、職業体験の機会を提供する協力企業等を開拓し、若者と企業等のマッチングを実施します。また、若者を個別にサポートする地域ボランティアを募集、育成し、ボランティアによる若者と企業等との社会体験の調整を始めとする伴走型支援に取り組みます。   | 子) 子ども育成部 |
| 困難を抱える若者への自立支援                   | ニート・ひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する主に30代までの若者に対し、自立支援プログラムなどの個別支援を行います。また、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を始めとする支援機関の連携により、困難を有する子ども・若者を速やかに適切な支援へつなげられるよう取り組みます。 | 子) 子ども育成部 |

## ■ ひきこもり・不登校等、困難を有する子ども・若者への支援

ひきこもり専門の相談窓口「ひきこもり地域支援センター」を運営するとともに、ひきこもりの本人や家族が互いに交流できる居場所機能を持つ支援拠点を設置し、個々に寄り添った支援を行います。加えて、不登校等の困難を有する子どもの学びや育ちを支えるため、相談支援パートナーによる支援や、フリースクールなど民間施設に対する支援を実施します。

| 事業・取組名                                      | 事業内容                                                                                                  | 担当部       |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ひきこもり対策推進事業                                 | 「ひきこもり地域支援センター」の運営や、ひきこもりの本人や家族の居場所機能を持つ支援拠点を設置し、本人の社会的自立に向けた支援を行います。                                 | 子) 子ども育成部 |
| 子どもの学びの環境づくり補助事業<br>(基本目標1-施策3にも掲載)         | 学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなど民間施設に対する支援を行います。                                    | 子) 子ども育成部 |
| 相談支援パートナー事業<br>(基本目標1-施策3にも掲載)              | 不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うため、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。            | 教) 学校教育部  |
| 教育支援センター・相談指導教室における支援の充実<br>(基本目標1-施策3にも掲載) | 不登校児童生徒が仲間と共に学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。また、保護者交流会などを開催し、保護者の不安解消を図ります。 | 教) 学校教育部  |

## 基本目標４ 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

### ＜現状と課題＞

虐待のほか様々な理由で保護者のもとを離れて育つ子どもや障がいのある子どもなど、配慮を要する子どもたちが適切な支援を受けて自立していける環境を目指し、体制の充実を進めていきます。

児童虐待は子どもにとって最も重大な権利侵害であり、子ども達を虐待から守り、健やかな成長につなげるためには、子どもや保護者に関わる機関が連携して支援していくことが重要です。また、平成 28 年（2016 年）に改正された児童福祉法では、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実や子どもの家庭養育優先の原則<sup>76</sup>が明記されました。これまでも、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホーム<sup>77</sup>への委託の推進や、児童養護施設の小規模化（定員減及び小規模ケア化<sup>78</sup>）等を図ってきましたが、今後、この取組を一層推進する必要があります。

障がいのある子どもへの支援については、児童発達支援など、障がい児のための通所サービスを利用する子どもは増加傾向にあり、平成 30 年（2018 年）3 月に策定された「さっぽろ障がい者プラン 2018」に基づき、関係機関との連携のもと着実な取組を進める必要があります。

さらに、平成 28 年（2016 年）に改正された児童福祉法により、地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めなければならないとされました。札幌市でも、医療的ケア児が 250～300 人ほどいるものと推計されており、今後も学校や保育所等において支援が必要な子どもが増えていくものと見込まれます。医療的ケア児を含む障がいのある子どもが、保育所や児童会館などにおいても必要な支援を受けながら、利用することができる体制づくりが課題となっています。

子どもの貧困については、平成 30 年（2018 年）3 月に策定した「札幌市子どもの貧困対策計画」において、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進を、子どもの貧困対策を進める上での基礎と位置付け、様々な支援策を講ずることが必要です。

ひとり親家庭については、平成 30 年（2018 年）12 月に実施した就学前児童を対象にしたニーズ調査において、子育てに楽しさよりも「どちらかといえば大変さの方が多い」、「大変さの方が多い」と答えた人が他の世帯よりも多い結果となりました。ひとり親家庭が生活をステップアップさせ、安心して子育てができるよう支援していく必要があります。

<sup>76</sup> 【家庭養育優先の原則】子どもは家庭において心身ともに健やかに養育され、それが困難な場合は、里親や特別養子縁組などの家庭における養育環境と同様の環境で継続的に養育されなければならないという原則。

<sup>77</sup> 【ファミリーホーム】1 ホームの定員 5～6 人で、養育者の住居で行う里親型のグループホーム。

<sup>78</sup> 【小規模ケア化】児童養護施設等において小規模なグループによる養育を行う体制を整備すること。

権利条例では、第5章第28条において、「子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め、尊重し合う社会の形成に努めなければならない」ことを、市民の責務として定めています。

児童虐待のほか様々な理由で保護者のもとを離れて育つ子どもや障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的な支援を必要とする家庭の子どもはもちろん、どのような状況にある子どもでも、一人一人が社会に受け入れられ、自分の力を十分に発揮できることが必要です。

このことから、市民が共通の認識のもと、様々な配慮を必要とする子どもを受け入れる多様性のある社会の構築に向けた取組が必要であることを「基本施策5」に位置付けています。

## 基本施策 1 児童相談体制の強化

### <施策の方向性>

児童虐待認定件数は増加傾向にあり（p. 27）、相談内容も複雑化・深刻化しており、重大事案も発生しています。児童虐待防止には、児童相談所と区役所、学校、保育所、児童家庭支援センター等の関係機関が連携していくことが重要であり、体制強化や連携強化が必要です。その中でも、地域の拠点でもある区役所には、保健センター内に、妊娠期からの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の機能を有するほか、児童相談の担当職員を配置した「家庭児童相談室<sup>79</sup>」が設置されています。家庭児童相談室は、区要保護児童対策地域協議会<sup>80</sup>の事務局の役割を担っておりますが、更なる体制強化を行い、児童福祉法に定める「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の役割を果たしていくことが必要です。

また、社会的養護が必要な子どもへの養育環境の充実として、里親等への委託を一層推進するため、里親のリクルート、研修、支援などを一貫して担う包括的な支援体制を構築するとともに、児童養護施設の小規模ケア化や、地域小規模児童養護施設<sup>81</sup>等の整備を着実に進めます。

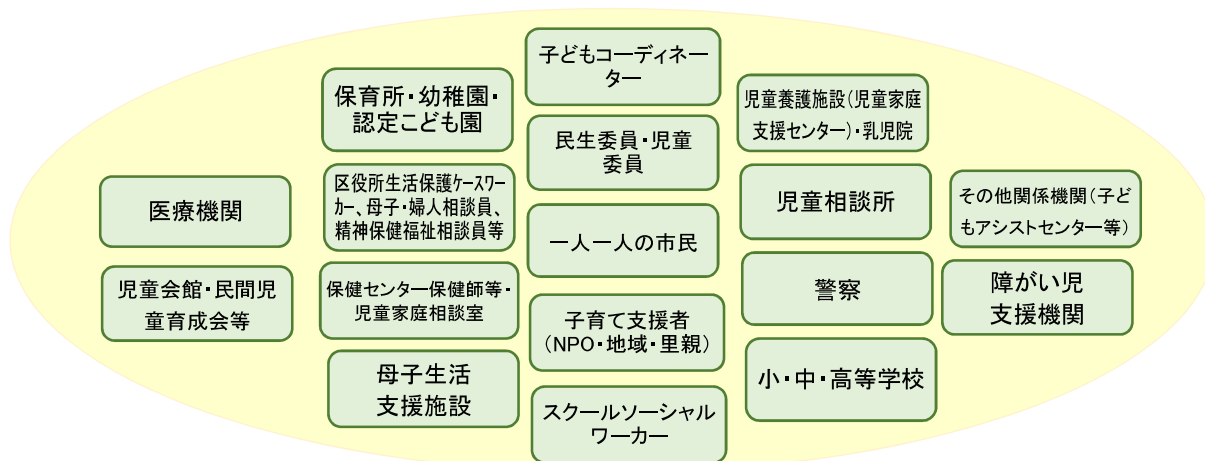
さらに、社会的養護のもとで育った子どもが施設退所後も安心して社会生活を送ることができるよう、自立に向けたきめ細かい支援の充実を図ります。

### ★連携を検討すべき地域資源の例★

#### 【想定する範囲】

●市区圏域を中心に、事案に応じ住民に身近な小圏域

児童虐待の未然防止、早期対応のためには、関係機関のネットワーク体制の構築はもとより、行政に携わる者、施設関係者、さらには市民一人一人が意識をもって、子どもや保護者の声に耳を傾け、支援に結びつけることが必要です。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



<sup>79</sup> 【家庭児童相談室】子どもの福祉に関する身近な相談窓口として、家庭における子どもの養育に係る電話や来所での相談に応じているほか、児童虐待通告も受ける機関。

<sup>80</sup> 【要保護児童対策地域協議会】支援を必要とする児童等について、早期発見や適切な保護を図っていくため児童福祉法第25条の2に基づいて設置される協議会。

<sup>81</sup> 【地域小規模児童養護施設】定員が6名で、住宅地などに設置された家庭的な環境に近い小規模な児童養護施設。

## ＜主な事業・取組＞

### ■児童虐待防止対策体制の強化

児童相談所及び児童家庭支援センターでの児童虐待防止に関する取組を推進するとともに、各区役所における子どもの福祉に関する身近な相談窓口である「家庭児童相談室」について、母子保健分野を始めとする関係先との連携を進め、支援機能を高めます。

また、地域における児童虐待予防を担う協力員の養成を引き続き進めるほか、相互に重複して発生する児童虐待とDVの特性を踏まえ、関係機関の連携体制を構築していきます。

なお、市では、令和元年（2019年）6月に発生した2歳女児死亡事案を受けて検証作業を行っており、当該検証を踏まえた取組については、令和2年度（2020年度）に策定する予定の「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に反映します。

| 事業・取組名                                                      | 事業内容                                                                                                     | 担当部                   |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 各区子育て世代包括支援センター機能の強化<br>(基本目標1-施策3、基本目標2-施策2、基本目標2-施策3にも掲載) | 各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。 | 保) 保健所                |
| 心理職による相談支援体制の強化                                             | 保健センターにおける心理職員の相談体制を強化し支援が必要な妊婦及び親子に対し関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。                                           | 保) 保健所                |
| 各区子ども家庭総合支援拠点の設置<br>(基本目標1-施策4、基本目標2-施策2にも掲載)               | 各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。             | 子) 児童相談所              |
| 子ども安心ネットワーク強化事業<br>(基本目標1-施策4にも掲載)                          | 増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営するとともに、児童相談所と児童家庭支援センターの連携により相談体制を強化します。                 | 子) 児童相談所              |
| 児童相談体制強化事業<br>(基本目標1-施策4にも掲載)                               | 児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育の推進に向け、新たな児童相談体制強化プランを策定するとともに、計画的な体制強化に取り組めます。                                      | 子) 児童相談所              |
| 児童虐待防止対策支援事業<br>(基本目標1-施策4、基本目標3-施策3にも掲載)                   | 虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録を推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。    | 子) 児童相談所              |
| (仮称) 第二児童相談所整備事業<br>(基本目標1-施策4にも掲載)                         | 増加する虐待通告や法令改正等に対応するため、相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげます。          | 子) 児童相談所              |
| 認可外保育施設への啓発                                                 | 定例の立入調査の際に、施設としての虐待防止の取組について聴取するとともに、認可外保育施設の職員を対象とした研修会で「虐待防止」をテーマとした研修を実施します。                          | 子) 児童相談所<br>子) 子育て支援部 |

|           |                                                                                                               |                        |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| DV 対策普及啓発 | 児童虐待対応の観点を踏まえた適切な対応の在り方について児童相談所と、配偶者暴力相談支援センターや各区母子・婦人相談員など DV 対応を担う関係機関において、研修等を通じた相互の理解促進に努めるなど、連携強化を図ります。 | 子) 児童相談所<br>市) 男女共同参画室 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|

## ■社会的養育の推進

改正された児童福祉法の理念に基づき、里親の育成支援や施設における保護者支援機能の拡充、地域小規模児童養護施設の整備等を進め、保護者から離れて生活することを余儀なくされるなど困難な状況にある子どもが里親や施設との信頼関係のもとで安心して生活し、健やかに成長できるよう支援していきます。また、子どもが施設を退所した後にしっかりと社会的自立を果たすことができるよう、関係機関が連携して継続的に支援を実施する体制の充実を図ります。

| 事業・取組名                   | 事業内容                                                                                                           | 担当部      |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 社会的養護体制整備事業              | 社会的養護が必要な子どもがより家庭に近い環境で養育されるよう、児童養護施設の小規模化やグループホーム、ファミリーホームの設置等を支援します。                                         | 子) 児童相談所 |
| 社会的養護自立支援事業              | 児童養護施設への入所者や里親委託措置を受けていた者に対し、18 歳（措置延長の場合は 20 歳）に到達後も、個々の状況に応じて 22 歳に到達する年度の末日まで、継続して支援を実施することにより将来の自立に結びつけます。 | 子) 児童相談所 |
| 里親制度促進事業                 | 里親委託を推進するため、登録希望者や里親等に対し、登録前後及び委託中の研修、里親養育者宅への訪問などの支援を包括的にを行います。                                               | 子) 児童相談所 |
| 乳児院等多機能化推進事業             | 乳児院に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその保護者、地域の子育て家庭の支援体制を強化します。                                                               | 子) 児童相談所 |
| 子育て短期支援事業                | 家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる事業を実施します。                                                              | 子) 児童相談所 |
| 養育支援員派遣事業                | 児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、家事支援や育児支援を行う者を派遣して支援します。                                                          | 子) 児童相談所 |
| 児童福祉施設措置費支給事業            | 児童福祉施設入所児童（里親委託児童を含む）が高等学校や、職業訓練校等に入学・入校した場合に掛かる経費を支給します。                                                      | 子) 児童相談所 |
| 児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業 | 児童福祉施設入所児童（里親委託児童を含む）で、大学などに入学するため措置解除（退所）となる場合、進学後の生活費などの奨学金を給付します。                                           | 子) 児童相談所 |
| スタディメイト派遣事業              | 児童養護施設等に入所中の児童に対し、大学生等の有償ボランティアを派遣し、学習支援等を行います。                                                                | 子) 児童相談所 |
| 児童養護施設職員研修事業             | 施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童養護施設職員等への研修を実施し、専門性の向上を図ります。                                                  | 子) 児童相談所 |

|                                   |                                                                                 |          |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 児童自立生活援助事業                        | 義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所して就職する子どもが社会的自立を目指して共同で生活する児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を実施します。 | 子）児童相談所  |
| 母子生活支援施設の活用<br>(基本目標 4-施策 4 にも掲載) | 生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、母子生活支援施設を活用します。           | 子）子育て支援部 |

平成 28 年（2016 年）に児童福祉法・母子保健法が改正されたことに伴い、各市町村（政令市は各区）に、「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」の機能を位置付けることが求められました（下記イメージ図参照）。札幌市では、各区で乳幼児健診や要支援児童の支援、子育て支援等を担う、「保健センター」にこれらの 2 つの機能を位置付け、一体的に子ども・子育て家庭への支援を行うこととします。

子育て支援体制の構築

リスクの程度

低

市区町村 政令市・各区

子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)

〇妊娠期から子育て期にわたる総合的相談・支援の実施

- ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握・妊娠、出産、育児相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導
- ・関係機関との連絡調整・支援プランの策定

同一の機関が2つの機能を担い、一体的に支援を実施

要保護児童対策地域協議会

保健機関

医療機関

地域子育て拠点・児童館

保育所・幼稚園

学校・教育委

市区町村子ども家庭総合支援拠点

〇子ども家庭支援全般に係る業務

- ・実情の把握、情報提供、相談対応、総合調整

〇要支援児童及び要保護児童等への支援業務

- ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成、支援・指導等

〇関係機関との連絡調整

- ・調整機関の主担当として、支援の一体性、連続性を確保

要保護児童対策調整機関

- ・対応する支援機関の選定
- ・支援の進行状況等の管理、評価
- ・関係機関の調整、協力要請 等

役割分担・連携を図り、協働して支援を実施

民生児童委員

里親

児童相談所

弁護士会

民間団体

乳児院

児童養護施設

障がい児支援機関

警察

児童相談所(一時保護所)

〇相談、養育環境の調査、専門診断等(援助方針の検討・決定)

〇一時保護、措置(里親委託、施設入所、在宅指導等)

〇市区町村(各区)支援(連絡調整、情報提供等)必要な援助)

政令市・本庁 都道府県

高

子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から出産・産後・子育て期にわたるまでの切れ目のない総合的相談・支援を実施します。

妊産婦や乳幼児、その家庭の状況は時間の経過とともに変化するものです。子育ては家庭や地域での日々の暮らしの中で行われるものであり、母子保健や子育て支援等の施策や制度ごとで分かれるものではありません。また、とりわけ若年、経済的問題、心身の不調などを抱える特定妊婦<sup>82</sup>に対する支援も重要です。

100

## 2. 子ども家庭総合支援拠点の役割について

子ども家庭総合支援拠点は、要支援児童や要保護児童を含む、子どもの実情を把握し、保護者等からの相談に応じるほか、これらの児童に対する支援計画の作成、支援指導等を、関係機関が連携して行うものです。

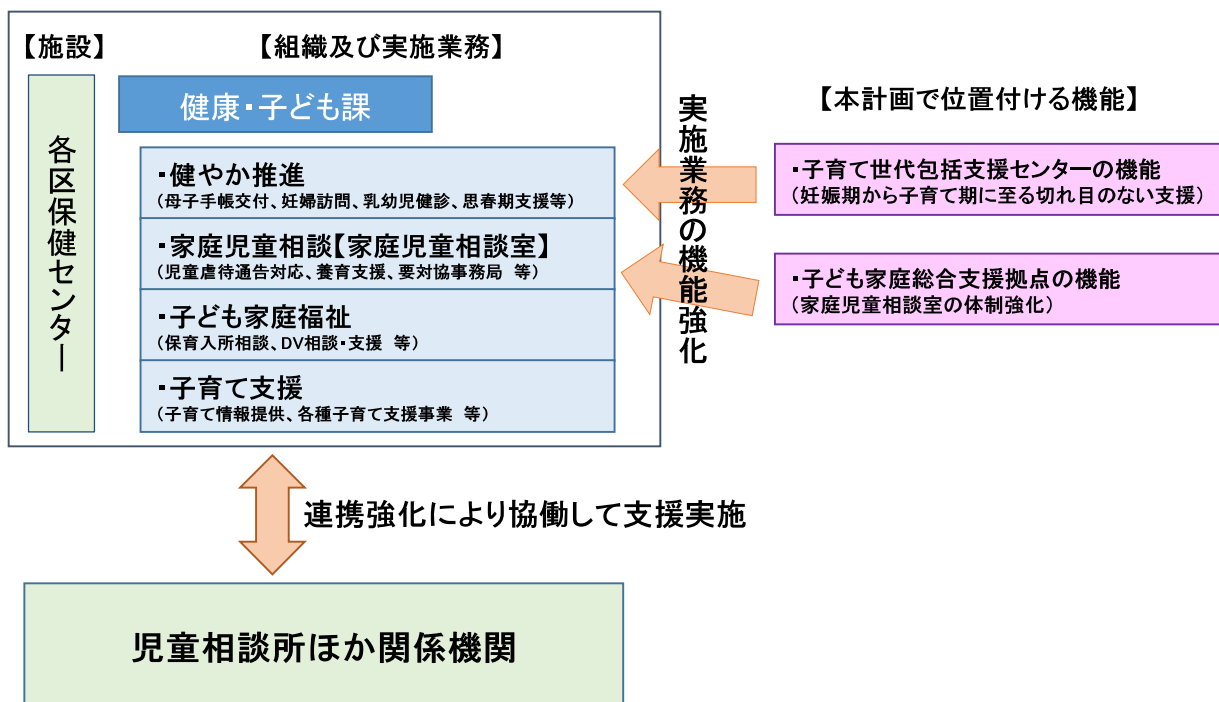
札幌市では、平成23年度（2011年度）から各区保健センター内に家庭児童相談室を設置し、区要保護児童対策地域協議会（要対協）の事務局を担い、子どもの福祉に関する相談窓口として、養育相談等を受け付け、関係機関と連携をとりながら支援活動を行っているほか、児童相談所とともに児童虐待通報・通告の受理及び初期調査も行っています。

札幌市では、児童虐待認定件数は増加傾向にある中で、各区保健センターにおいて、「子ども家庭総合支援拠点」の機能を掲げ、家庭児童相談室の更なる体制強化を行うことで、児童相談所とともに、虐待の発生防止や、問題解決に努めてまいります。

## 3. 札幌市における両拠点のイメージ

「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」ともに、これまで述べたように、各区保健センターにおいて、これらの機能を位置付けるものです。両拠点の関係性と組織及び実施業務のイメージを図示すると、下記のとおりとなります。

なお、各区保健センターでは、これらの機能の位置付けを果たすとともに、子どもに関する相談機関は、子どもアシストセンター、児童相談所など様々な機関があることから、市民が安心して気軽に相談することができるよう、わかりやすい周知に努めていきます。



## 基本施策２ 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

### ＜施策の方向性＞

札幌市では、平成 28 年（2016 年）4 月の障害者差別解消法施行を受けて、平成 29 年（2017 年）12 月には、「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」、平成 30 年（2018 年）3 月には、「札幌市手話言語条例」を施行したほか、同年 3 月には、共生社会の実現を基本理念とした「さっぽろ障がい者プラン 2018」を策定し、障がいのある方々が、地域で安心して生活していくことができるよう、障がい者施策の充実を図ってきました。

障がいのある子どもの支援に当たっては、個々の障がいの程度や発達段階等の多様なニーズに応えられる支援、乳幼児期から学齢期を経て成人に至るまでの切れ目のない支援が求められます。また、保育園や幼稚園、学校、サービス提供事業所などの、子どもを取り巻く様々な機関が連携して、不安を抱えるご家族の心情に寄り添いながら支えることが必要となります。

本計画では、「さっぽろ障がい者プラン 2018」の理念を踏まえつつ、乳幼児期から学齢期を通して、個々のニーズにきめ細かく対応できるよう、関係機関の連携のもと、様々な施策を展開していきます。

さらに、平成 28 年（2016 年）の児童福祉法改正を機に充実が求められている医療的ケアを要する子どもへの支援についても、様々な場で心身の状況に応じた適切な支援を提供できるよう、受入れ体制を整備していきます。

### ＜主な事業・取組＞

#### ■乳幼児期・学校教育における支援体制の充実

発達に心配のある乳幼児の相談体制の支援を実施し、子どもの状態に応じた療育<sup>83</sup>を実施するとともに、一人一人のニーズに合わせた教育の充実を図ります。

| 事業・取組名            | 事業内容                                                                                                | 担当部      |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 療育支援事業            | 発達に心配のある子どもとその保護者に対して遊びの場を提供するとともに、相談や情報提供などの子育て支援を行います。                                            | 子）児童相談所  |
| 幼児教育相談の充実         | 幼児（主に 2 歳～6 歳）の教育に関する不安や悩みを抱える保護者等からの相談に、適時適切に対応します。                                                | 教）学校教育部  |
| 特別支援教育・障がい児保育補助事業 | 障がい児・要支援児を受け入れる認可保育所等に対する補助を行います。                                                                   | 子）子育て支援部 |
| 障がい児保育巡回指導事業      | 認可保育所に入所している障がい児に対し、一人一人に配慮した保育が実施されるよう適切な支援を図るとともに、障がい児の集団保育が適切に行われるよう保育士（保護者）などに対し、専門職が巡回指導を行います。 | 子）子育て支援部 |
| 乳幼児精神発達相談         | 発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関を紹介します。                                 | 保）保健所    |

<sup>83</sup> 【療育】障がいのある子どもが、社会的に自立できるように取り組む治療と教育のこと。

|                                        |                                                                                                                                                                                                                  |           |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 多様な主体の参入促進事業                           | 要支援児の受入促進のため、幼稚園及び認可保育所等に対し様々な補助を行います。また認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な補助を実施します。                                                                                                                                       | 子) 子育て支援部 |
| 特別支援教育に関する私立幼稚園等への支援                   | 幼児教育支援員が、特別な教育的支援を要する幼児への関わり方や「個別の教育支援計画」の活用方法について私立幼稚園の教諭等からの相談に応じるほか、特別支援教育に関する研修を実施します。                                                                                                                       | 教) 学校教育部  |
| 幼保小連携の推進<br>(基本目標2-施策1, 基本目標3-施策1にも掲載) | 幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で開きます。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を充実させます。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。 | 教) 学校教育部  |
| 通級による指導の充実                             | 通級指導教室の整備・拡充により遠距離通級の解消を図るほか、指導体制及び指導方法の工夫・改善に取り組めます。                                                                                                                                                            | 教) 学校教育部  |
| 学びのサポーター活用事業                           | 学びのサポーターの配置体制を整備し、特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、学校生活を送る上で必要な支援を進めます。                                                                                                                                                     | 教) 学校教育部  |
| 「個別の教育支援計画」の活用による支援の充実                 | 特別な教育的支援を必要とする子どもに係る「個別の教育支援計画」の作成を進め、子どもの就学・進学に当たっての園・学校間の引継ぎや、関係機関との連携において活用することで、個別の教育的ニーズに応じた継続的な支援を充実します。                                                                                                   | 教) 学校教育部  |
| 肢体不自由の児童生徒への特別支援教育実施体制の拡充              | 肢体不自由の児童生徒へより適切な学びの場が提供できるよう、肢体不自由の児童生徒への特別支援教育を実施する体制を充実します。                                                                                                                                                    | 教) 学校教育部  |
| 放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ                   | 児童会館やミニ児童会館等が、障がいのある子どもにとっても放課後の居場所となるよう、受入れを行います。                                                                                                                                                               | 子) 子ども育成部 |
| 特別支援学校の教育内容の充実                         | 特別支援学校において、在籍する児童生徒一人一人の障がいの状態に応じた専門的な教育を充実させます。また、卒業後の社会参加を促進するため、市立札幌みなみの杜高等支援学校と市立札幌豊明高等支援学校とが連携した就労支援の取組を進めます。                                                                                               | 教) 学校教育部  |

## ■障がいのある子どもへのサービス提供体制の充実

発達に心配のある子どもが通って支援を受ける「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」を引き続き実施するとともに、これらの障がい福祉施策と、保育園や幼稚園、学校等の様々な関係機関の連携のもとで、多様なニーズに応じた支援を進めます。

| 事業・取組名                  | 事業内容                                                                                                  | 担当部             |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 児童発達支援                  | 就学していない障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。                                               | 保)障がい保健福祉部      |
| 医療型児童発達支援               | 就学していない肢体不自由がある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などを行います。                                             | 保)障がい保健福祉部      |
| 放課後等デイサービス              | 就学している障がいのある児童（幼稚園・大学を除く）に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流促進のための支援などを行います。                                  | 保)障がい保健福祉部      |
| 保育所等訪問支援                | 保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童に対し、専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行います。                              | 保)障がい保健福祉部      |
| 居宅訪問型児童発達支援             | 外出することが困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。                                     | 保)障がい保健福祉部      |
| 障がい児地域支援マネジメント事業        | 地域に障がい児地域支援マネージャーを配置し、担当地区内の障害児通所支援事業所を訪問して、療育情報の提供、療育に関する技術支援や関係機関の支援調整等を行います（現在7区を対象に実施）。           | 保)障がい保健福祉部      |
| 障害児相談支援                 | 児童発達支援・放課後等デイサービスなど障害児通所支援を適切に利用するための計画を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況の検証・見直し等を行います。                          | 保)障がい保健福祉部      |
| 子ども発達支援総合センター（ちくたく）での支援 | 発達に遅れや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える親などに対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を総合的に提供します。 | 保)子ども発達支援総合センター |
| 子どもの心の診療ネットワーク事業        | 児童精神科を中心とした関係機関の連携体制を構築・運用するため、子どもの状況に応じた適切な支援機関を案内（コンシェルジュ事業）するほか、連携体制の全体管理や人材育成等（連携チーム事業）を行います。     | 保)障がい保健福祉部      |
| 子どもの補聴器購入費等助成事業         | 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入等の費用の全部又は一部を助成し、難聴児の教育及び言語訓練等を促進します。                           | 保)障がい保健福祉部      |

|                       |                                                                                                    |            |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 重度障がい児者等日常生活用具給付事業の拡充 | 重度障がい者（児）及び難病患者等の日常生活の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進するため、日常生活における動作を補助する用具やコミュニケーションを支援する用具等の給付種目を拡充します。 | 保)障がい保健福祉部 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|

### ■医療的ケアが必要となる子どもの受入れ環境の充実

医療的ケアが必要となる子どもが適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など関係分野が連携し、受入れ体制を構築することで、保護者の負担軽減を図ります。

| 事業・取組名                   | 事業内容                                                                          | 担当部        |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 医療的ケア児等の支援体制構築事業         | 医療的ケア児等支援者養成研修を実施するとともに、サポート医師が障害福祉サービス事業所、学校、保育所などを支援し、医療的ケア児等の支援体制の充実を図ります。 | 保)障がい保健福祉部 |
| 医療的ケア児への支援体制の拡充          | 小・中学校等に在学する医療的ケア児への支援のため、看護師を配置し、医療的ケアに係る体制の整備を進めます。                          | 教)学校教育部    |
| 公立保育所における医療的ケア児保育事業      | 公立保育所において専任の看護師を配置して医療的ケア児の保育体制を整え、保育所での受入体制や関係機関との連携体制等について検証します。            | 子)子育て支援部   |
| 児童クラブにおける医療的ケア児への支援体制の充実 | 医療的ケアが必要な児童への対応のため、対象館に看護師を配置します。                                             | 子)子ども育成部   |

## 基本施策3 子どもの貧困対策の推進

### ＜施策の方向性＞

「札幌市子どもの貧困対策計画」の策定に当たり、平成28年（2016年）に実施した実態調査において、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、子どもや保護者自身の悩みについて相談する人がいない、子育てに関する制度やサービス、相談窓口を知らないなど、社会的孤立の傾向にあることが確認されたことから、同計画においては、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を、特に推進すべき施策として位置付けています。

具体的には、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握し、寄り添い型の支援を行う子どもコーディネーターを全市的に配置するとともに、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」など子どもの居場所づくりの活動を促進させる取組を行います。また、子どもと関わる関係者が、子どもの貧困に対してより理解を深めることができるよう、研修や啓発に取り組みます。

## ＜主な事業・取組＞

| 事業・取組名                                      | 事業内容                                                                                                                            | 担当部       |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 子どものくらし支援コーディネート事業<br>(基本目標1-施策3にも掲載)       | 地域を巡回し、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握して、必要な支援につなげるコーディネーターを配置し、学校や児童会館、民生委員・児童委員など子どもに関わる様々な関係者との連携体制を構築します。                              | 子) 子ども育成部 |
| 子どもの居場所づくり支援事業<br>(基本目標1-施策3、基本目標3-施策3にも掲載) | 地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」などの活動について、運営経費を補助します。                                               | 子) 子ども育成部 |
| 子どもの貧困への理解の促進                               | 困難を抱えている子ども・世帯を把握し、必要な支援に結びつけるための体制をより推進するために、日ごろから子どもと関わる様々な関係者をはじめ、広く市民に対して、子どもの貧困の現状やその対策など、子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修や啓発を実施します。 | 子) 子ども育成部 |

## ◆Point◆ 子どもコーディネーターの役割について

本計画では、基本施策「子どもの貧困対策の推進」の項目をはじめ、基本目標1－基本施策3「子どもを受け止め、育む環境づくり」のほか、活用を検討する地域資源の一例として、様々な箇所、「子どものコーディネーター」について記載しています。

子どもコーディネーターとは、平成30年（2018年）8月から新たに配置したもので、地域を巡回しながら、子どもやその家庭が抱える困難を早期に把握し、必要な支援につなげる役割を担っています。令和元年（2019年）8月からは、5名体制のもと、10区50地区を巡回し、困りごとを共に考え、支援の対象となる子ども・家庭に寄り添いながら、適切な支援につなげています。

### 【参考】子どもコーディネーター周知チラシ

SAPPORO  
※本事業は、札幌市からの委託により、公益財団法人さっぽろ青少年活動協会が実施しています。

おうちのことで困ってる…誰かに相談のってほしい。  
子どものくらしを支援する  
子どもの進路で将来的にかかるお金が不安…どこに相談したらいいの？  
お子さんの様子が心配。どうサポートしたらいいの？

**子どもコーディネーター**  
に相談してみませんか？

電話番号 011-223-4421 (札幌市若者支援総合センター内)  
中) 南1条東2丁目大通/バスセンタービル2号館2階  
受付時間 10:00～18:00 (月曜日～金曜日、土日およびセンター休館日※を除く)  
※休館日については、こちらから確認できます (https://www.sapporo-youth.jp/center/news/)

どんなことをするの？

- ※お子さんやご家族、まわりの方からの相談を受け付けます。
- ※困りごとをともに考え、適切な支援につなぎます。
- ※地域に出向いて相談を受け付けるほか、ご家庭を訪問し、お話を聞くこともできます。
- ※電話での相談ももちろんOK！
- ※費用は無料です。

## 基本施策 4 ひとり親家庭への支援の充実

### <施策の方向性>

平成 30 年（2018 年）3 月に策定した「ひとり親家庭等自立促進計画」では、「子育て・生活支援の充実」「就業支援の充実」「養育費の確保及び適切な面会交流の推進」「経済的支援の推進」「利用者目線に立った広報の展開」を基本目標に掲げています。

ひとり親家庭等の自立を促進するための事業・取組等については、同計画に基づいて着実に推進します。

### <主な事業・取組>

| 事業・取組名                            | 事業内容                                                                                                       | 担当部       |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ひとり親家庭等自立支援給付事業                   | ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用や、資格取得のための養成機関に通う間の生活費、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援します。        | 子) 子育て支援部 |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業                   | ひとり親家庭を対象として、急な残業や疾病等で一時的に生活援助が必要な場合や、生活環境の激変により日常生活に大きな支障が生じている場合などに家庭生活支援員を派遣し、家事等の支援を行います。              | 子) 子育て支援部 |
| ひとり親家庭支援センター等運営事業                 | 札幌市ひとり親家庭支援センターにおいて、法律相談など各種相談に応じるほか、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行います。                                    | 子) 子育て支援部 |
| 母子・婦人相談員による相談対応                   | 各保健センターにおいて、母子・婦人相談員が、ひとり親家庭の生活全般の相談に応じます。                                                                 | 子) 子育て支援部 |
| ひとり親家庭学習支援ボランティア事業                | ひとり親家庭の子どもを対象として、各区に会場を設けて大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消します。 | 子) 子育て支援部 |
| ひとり親家庭スマイル応援事業                    | ひとり親家庭の自立を支援するため、合同企業説明会、情報提供・相談コーナー、セミナーなどで構成するひとり親家庭向けイベントを実施します。                                        | 子) 子育て支援部 |
| ひとり親家庭の目線に立った広報の展開                | ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関することなど、必要とされる情報を確実に届けることを目指して広報活動に取り組みます。                                       | 子) 子育て支援部 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付事業                    | ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、目的に応じた貸付けを行います。                                                                 | 子) 子育て支援部 |
| 母子生活支援施設の活用<br>(基本目標 4-施策 1 にも掲載) | 生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、母子生活支援施設を活用します。                                      | 子) 子育て支援部 |

|                                 |                                                                            |           |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 児童扶養手当の支給<br>(基本目標 2-施策 4 にも掲載) | 児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。 | 子) 子育て支援部 |
| ひとり親家庭の保育所の優先入所                 | ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動や就職後における保育所入所の優遇制度を引き続き実施します。            | 子) 子育て支援部 |
| ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置               | 保育料について、国が定める基準より低額に設定することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。                          | 子) 子育て支援部 |
| 市営住宅の供給における抽選倍率の優遇              | 市営住宅の募集時にひとり親・多子・大家族等の世帯に対して、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を実施します。                   | 都) 市街地整備部 |
| ひとり親家庭等医療費助成                    | ひとり親家庭等の子ども、母親もしくは父親に対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。                | 保) 保険医療部  |

## 基本施策５ 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進

### ＜施策の方向性＞

子どもたち一人一人が生きがいと誇りを持ち、自分の持てる力を十分発揮できる社会の実現に向けては、配慮を要する状況に置かれた子どもたちが受け入れられる多様性のある社会づくりを推進することが重要です。これまで述べてきた虐待、障がい、貧困、ひとり親等の配慮を要する子ども・子育て家庭への支援はもとより、民族、国籍、多様な性・性別のあり方などへの様々な配慮について、市民全般を対象に理解促進を図ります。

### ＜主な事業・取組＞

| 事業・取組名                                                   | 事業内容                                                                                                              | 担当部        |
|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進<br>(基本目標 1-施策 4 にも掲載)             | 障がいや国籍、性別をはじめ、個々の多様性を尊重するとともに必要な配慮や支援を行うという基本的な人権理解の視点から、子どもの権利の理解を促進し、広く子ども同士や子どもに関わる大人の相互理解と配慮に基づく人権意識の向上を図ります。 | 子) 子ども育成部  |
| 民族・人権教育の推進<br>(基本目標 1-施策 1、基本目標 1-施策 4、基本目標 3-施策 1 にも掲載) | 民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。                                       | 教) 学校教育部   |
| 障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の充実<br>(基本目標 1-施策 1 にも掲載)       | 特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。                                      | 教) 学校教育部   |
| 多文化共生推進事業<br>(基本目標 1-施策 4、基本目標 2-施策 2 にも掲載)              | 外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。                 | 総) 国際部     |
| 帰国・外国人児童生徒支援事業                                           | 日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が学校生活等に円滑に適応できるよう、個々の状況に応じた支援を充実します。                                                          | 教) 学校教育部   |
| 子ども向け男女共同参画意識啓発事業<br>(基本目標 1-施策 1 にも掲載)                  | 子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、配布します。                                 | 市) 男女共同参画室 |
| アイヌ伝統文化振興事業                                              | 小中高校生団体体験プログラムなどの充実を通じて、アイヌの伝統的な生活様式や文化などを市民に紹介し、また、市民がアイヌ文化に身近に触れる機会を創出することにより、アイヌ伝統文化の保存、継承、振興を図ります。            | 市) 市民生活部   |